男女共同参画に関する次期基本計画策定経緯図

資料５－６

千葉市男女共同参画ハーモニー条例の制定
《平成１５年４月１日施行》

〇７つの基本理念（第３条）
- 男女の人権の尊重
- 男女の自立と多様な生き方の選択
- 市、市民、事業者の協働
- 意思決定の場への平等な参画
- 家庭生活と社会生活の円滑な運営
- 生涯にわたる心身の健康
- 国際的協調

〇市、市民、事業者の役割（第４～６条）
〇性別による権利侵害の禁止（第７条）
- 性別による差別的取扱いの禁止
- セクハラの禁止
- ＤＶの禁止

〇市が行う７つの基本的施策（第８条）
- 政策決定過程の男女共同参画推進
- 教育分野の男女共同参画推進
- 雇用分野の男女共同参画推進
- 自営の商工業や農林水産業の男女共同参画推進
- 家庭と職場や地域の活動等を円滑にする支援
- 男女共同参画を推進する民間団体との連携と支援
- 男女が互いの性に理解尊重し合える支援

〇基本計画の策定と公表（第９条）
〇男女共同参画の推進状況等の公表（第１１条）
〇男女共同参画週間（第１４条）
〇苦情勝利委員の設置（第１６条）
〇男女共同参画審議会（第１７条）

ちば男女共同参画基本計画・新ハーモニープラン
（平成１７年度～２７年度）

※平成２２年度に見直し、「新ハーモニープラン（後期計画）」に改定（計画期間：平成２３年度～２７年度）

〇位置づけ　男女共同参画社会の形成に関する施策や、市民及び事業者の取り組みを総合的かつ計画的に推進するための、基本的な計画（条例第９条に基づく）

〇基本目標　条例第７条と第８条に基づき設定
- Ⅰ　男女平等と人権の尊重
- Ⅱ　政策決定の過程における男女共同参画の推進
- Ⅲ　教育の分野における男女共同参画の推進
- Ⅳ　雇用の分野における男女共同参画の推進
- Ⅴ　自営の商工業や農林水産業の分野における男女共同参画の推進
- Ⅵ　家庭生活と職場や地域の活動等を円滑に行えるような支援
- Ⅶ　男女共同参画を推進する民間団体との連携と支援
- Ⅷ　生涯にわたる心身の健康と性に関する理解への支援

〇重点的に実施する施策
- 男女ともに働きやすい職場づくり
- 性別による人権侵害の防止
- 「夢はぐくむちばこどもプラン」に関連する施策
- 活動拠点としての男女共同参画センターの利用促進

〇策定の視点
①男女共同参画意識の醸成　②協働と連携

千葉市男女共同参画審議会からの意見

市民の声
パブリックコメント

（仮称）第４次ハーモニープラン（案）

〇名　　称　ちば男女共同参画基本計画・第４次ハーモニープラン（案）

〇基本理念　条例第３条に基づく７つの基本理念（継続）

〇計画期間　平成２８年度～３３年度（６年間）

〇位置づけ　男女共同参画社会の形成に関する施策や、市民及び事業者の取り組みを総合的かつ計画的に推進するための、基本的な計画（条例第９条に基づく）（継続）
女性活躍推進法案における市町村推進計画とする（新規）

〇基本目標　条例第７条と第８条を受けた基本目標の設定
（社会情勢や市民意識調査から基本目標を整理・統合）
- Ⅰ　男女共同参画についての理解促進
- Ⅱ　男女平等と人権の尊重
- Ⅲ　あらゆる分野における男女共同参画の推進
- Ⅳ　男女がともに担う家庭生活づくりと地域社会づくり
- Ⅴ　生涯にわたる心身の健康と性に関する理解への支援

〇重点的に実施する施策の設定
- 固定的性別役割分担意識の解消に向けた啓発
- 配偶者等からの暴力などの人権侵害の防止
- 政策・方針決定の場への女性の参画拡大
- ワーク・ライフ・バランスの推進

〇策定の視点の設定
①男女共同参画意識の醸成　②協働と連携

反映・整合

法律や国、県の動き
〇男女共同参画基本法（平成１１年）、男女雇用機会均等法、育児・介護休業法改正、配偶者暴力防止法改正など
〇国第３次男女共同参画基本計画（平成２３年度）、第４次計画（作成中）
〇女性活躍推進法（国会審議中）

千葉市の上位計画
〇千葉市基本構想（２１世紀を展望）
〇千葉市新基本計画（平成２４年度～３３年度）
〇第２次実施計画（平成２７年度～２９年度）

他部局との関連計画
〇千葉市こどもプラン（平成２７年度～３１年度）
〇健やか未来都市ちばプラン（平成２５年度～３４年度）
〇千葉市地域防災計画　　など

各種統計資料
〇女性の労働力率
〇附属機関や管理職の女性割合
〇合計特殊出生率
など

市民意識調査
〇根強い固定的性別役割分担意識
〇様々な分野に残る男女の不平等感

男女共同参画社会の実現《市・市民・事業者の協働》